

高齢者と家族の幸せのために

防ごう！

# 高齢者虐待

## ◆見守りが高齢者虐待の早期発見につながります

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での見守りや交流が大切です。以下の見守りチェックに該当する場合、認知症を発症していたり、虐待を受けていたりする可能性があります。そのような高齢者に気づいた場合は、地域包括支援センターにご連絡をお願いします。

※緊急の場合は、警察や消防等へご連絡ください。

- 身なりの乱れ（服装が汚い、季節に合わない服装、臭いがする、髪がぼさぼさ等）
- 今まで挨拶をしていた人が挨拶をしなくなった、表情が硬い
- ごみを上手に分別できなくなった、ごみを出さなくなった
- 暑い日や寒い日、雨の日なのに、長時間家の外にいる
- 姿を見かけなくなった
- 怒鳴り声や大きな声が聞こえてくる
- 暴力を受けている、怒鳴られる、年金を取られる等と言っている
- 高齢者を訪ねても、家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
- 医療や介護のサービスが必要そうなのに、使っている様子がない
- 最近やせてきた、具合が悪そう、歩く姿が危なっかしい
- 家事や買い物がつらい、食欲がないと言っている
- 身体にあざや小さな傷がよく見られる



©大田区

## 高齢者の虐待を見つけたら…

高齢者虐待は、早期発見と対応が大切です。高齢者が虐待を受けているのを見つけたり、虐待かもしれないと思ったら、以下の連絡先にご連絡ください。連絡した方の情報が漏れることはありません。安心してお知らせください。

- 家庭で虐待があった場合は、地域包括支援センターへ
- 施設等で職員から虐待があった場合は、高齢福祉課へ

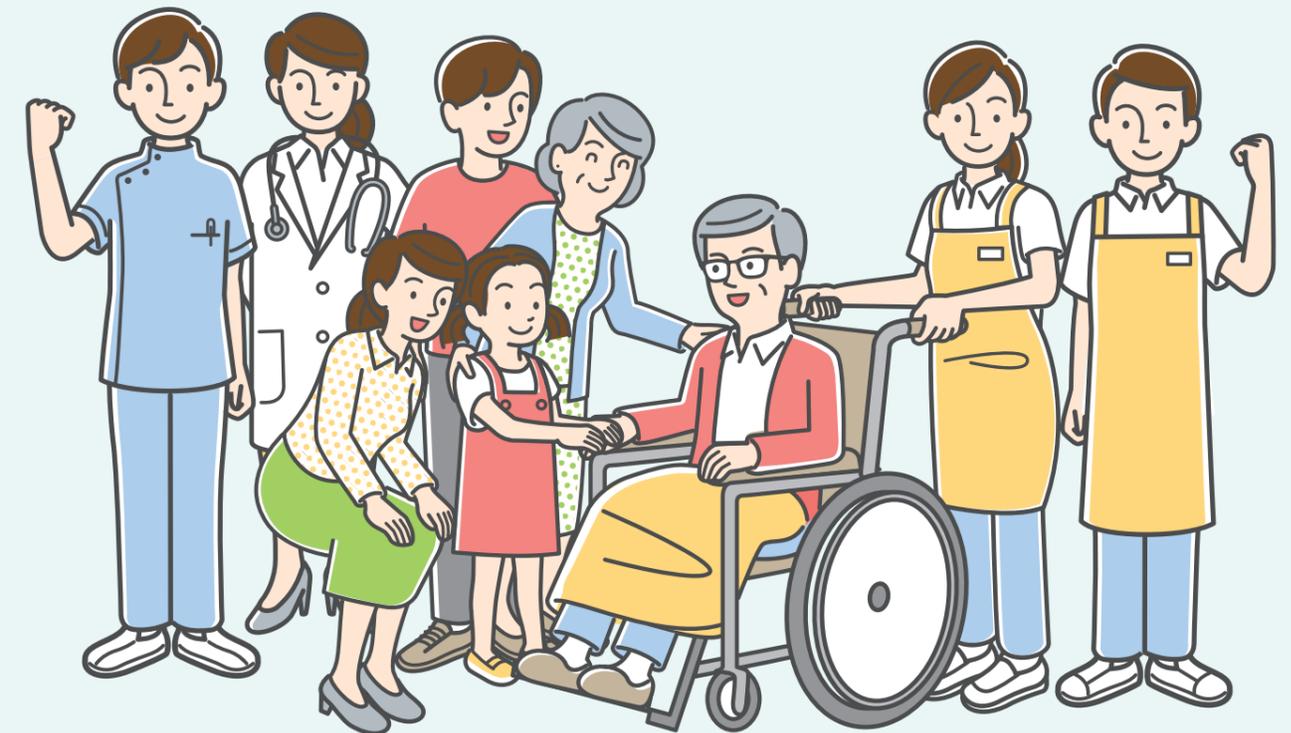
お住まいの住所地ごとに担当の地域包括支援センターが決まっています。右の二次元コードや大田区ホームページで担当地域や電話番号が検索できます。



地域包括支援センターの所在地、電話番号等



住所の町丁名で担当する地域包括支援センターを検索できます



高齢者虐待は年々増加し、社会問題にもなっています。高齢者虐待の背景にはさまざまな要因がありますが、早期に発見し、対応することが大切です。

高齢者虐待防止法\*では、高齢者の尊厳を守るとともに、高齢者を介護する養護者の負担軽減を図ることを目的とした、養護者に対する支援等も盛り込まれています。「家族が認知症になった」等で、悩む家族を地域で支え、ともに健やかに暮らせるまちをつくっていきましょう。

\*高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

※ご不明な場合は、下記の各地域福祉課または高齢福祉課にお問合せください。

大森地域福祉課	高齢者地域支援担当	大森西1-12-1	TEL 03-5764-0658
調布地域福祉課	高齢者地域支援担当	雪谷大塚町4-6	TEL 03-3726-6031
蒲田地域福祉課	高齢者地域支援担当	蒲田本町2-1-1	TEL 03-5713-1508
糎谷・羽田地域福祉課	高齢者地域支援担当	東糎谷1-21-15	TEL 03-3741-6525
高齢福祉課	高齢者支援担当	蒲田5-13-14	TEL 03-5744-1250



©大田区

令和7年3月作成

大田区

## ◆高齢者虐待は暴力的な行為ではありません

家族が自覚しないでやっていることが、虐待に該当することもあります。以下のような行為は虐待にあたる可能性があります。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>たたく、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどさせる</li> <li>ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、高齢者の行動を制限・抑制する</li> <li>部屋や家の外側から鍵をかけて、中から出られないようにする</li> </ul>	
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>侮辱を込めて、子どものように扱う</li> <li>高齢者が話しかけているのを意図的に無視する</li> </ul>	
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>キス、性器への接触、性行為を強要する</li> <li>下半身が他人に見える状態で排泄介助(おむつ交換等)をする</li> </ul>	
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する</li> </ul>	
介護や世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴させないため異臭がする、皮膚や髪が汚れている</li> <li>水分や食事を十分に与えられていないため、空腹状態が長時間続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>室内にごみを放置するなど劣悪な住環境で生活させる</li> <li>高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり、使わせたりしない</li> <li>同居人や家族による虐待行為を放置する、見て見ぬふりをする</li> </ul>	

### 高齢者虐待が起る要因

#### 介護者の要因

介護疲れなどにより、介護者のストレスが増大し、虐待の要因となることがあります。特に、介護が長期化している場合には、周囲の配慮が必要です。

#### 高齢者の要因

認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さ等により、自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として虐待の要因となることがあります。

### 成年後見制度をご存じですか？

判断能力が十分でない認知症の方や障害のある方に代わって、成年後見人が財産の管理や契約等を行う制度です。成年後見制度の仕組みや手続き等の相談は、大田区社会福祉協議会成年後見センターへ。

大田区社会福祉協議会 おおた成年後見センター  
TEL 03-3736-2022

### 高齢者ほっとテレフォン

夜間・休日専用電話 TEL 03-3773-3124

区役所の閉庁時に、ケアマネジャーや看護師等の資格を持つ相談員が、高齢者の介護サービスや福祉に関する相談を電話でお受けします。

対 象：区内在住のおおむね65歳以上の方とその家族、関係者  
受付時間：月～金曜 午後5時～翌日午前8時30分  
土・日曜、休日、年末年始（12月29日～1月3日）は24時間

## ◆身体拘束はなぜ問題になるのでしょうか？

自宅から一人で出かけて帰れなくなってしまう、点滴や胃ろう等のチューブを触ってしまう、転んでしまう等の困りごとがあるために、ベッドを柵等で囲んだり、部屋や家から出られたいように鍵をかけてしまうという事例があります。このように高齢者の意思に反して行動を制限すること（身体拘束）は、身体的虐待に該当することがあります。

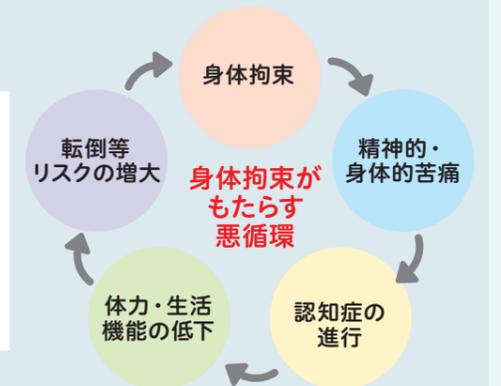
### 身体拘束の一例

- 転倒・転落を防ぐために、高齢者の身体や手足をひもやベルト等でベッドや車いすに固定する
- 一人で降りられないように、ベッドを壁や柵等で囲む
- チューブを抜いたり、皮ふを引っかいたり、おむつ外し等ができないように、つなぎ服を着せたり、ミトン型の手袋をしたりする
- 部屋や家の玄関等に、高齢者が自分で開けることができない鍵をつける



### 身体拘束の弊害

- 怒り、屈辱、不安、諦め等の精神的な苦痛
- 筋力低下、関節拘縮、拘束部位の痛み等の身体的苦痛
- 体力低下、心肺機能や生活機能の低下
- 認知症の進行、認知症の周辺症状(行動・心理症状)の増悪
- 身体拘束から逃れるために、無理に立ち上がったたり、柵を乗り越えようとする事による転倒・転落や窒息等の重大事故発生のリスク



自宅で介護をしていて、困りごとがあるときは、一人で悩んだり、遠慮をせずに地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。困りごとの解決に向けて、一緒に考えていきます。

## ◆介護の負担、ひとりで抱えていませんか？

高齢者の介護は、長期間になるほど介護する人に大きな負担がかかります。特に認知症の高齢者に対しては、いらだちを感じたり、とっさに大きな声や手をあげてしまいそうになることも少なくありません。

介護をする人の負担を軽くするために、介護保険制度や保健福祉サービス、相談窓口を積極的に利用しましょう。

### どんな制度やサービスがあるの？

- 訪問介護 ●通所介護(デイサービス)
- ショートステイ ●福祉用具貸与 等

詳しくは、右の二次元コードからご覧ください。



みんなの介護保険  
利用のしかた

「みんなの介護保険 利用のしかた」の冊子は、地域包括支援センターや区役所等で配布しています。

### ご相談は地域包括支援センターへ

高齢者のニーズに応じた適切な保健福祉サービスが受けられるよう専門職員が支援します。「介護サービスを利用したい」「どこに相談していいのか分からない」「近所の高齢者が心配だ」等、さまざまな相談に応じ、情報提供もしています。お気軽にご相談ください。

